

DV ドメスティックバイオレンスは犯罪

20人に1人

この数字を「多い」と感じるでしょうか、それとも「少ない」と感じるでしょうか。

国が平成12年に実施した「男女間における暴力に関する調査」では、これまでに夫から「命の危険を感じるくらいの暴行」を受けたことが一度でもあると回答した女性は4.6%（約20人に1人）でした。

日本の20～60歳の既婚女性を3,000万人と想定すると、その4.6%は138万人となり、この数字がいかに大きいものであるかがわかります。

深刻な実態が

さらに平成13年度には、「配偶者等から暴力を受けた経験がある女性62人に聞き取り調査を行っています。

配偶者からの暴力について社会の理解が不十分な理由として、「夫から妻への暴力は犯罪にならない」「この程度の行為なら許される」といった社会通念がある



ことが指摘されてきましたが、被害の実態は「この程度」などとはとてもいえないものでした。

「馬乗りになり顔を殴られ、顔面を骨折した」「殴られた瞬間にコンタクトレンズが割れ、黒目を切った」「首をしめられ、頭を叩きつけられた」など、「命の危険を感じるくらいの暴行」という表現は決して大げさでないことが、被害者の生の声によって明らかになっています。

抱え込まずに

もし、あなたが今、夫から暴力を受けているのなら、1人で悩まず次の相談機関に相談してください。

「一時保護」や夫を近づかせない「保護命令」という措置によって、夫から離れ、冷静に考えたりすることもできます。

相談員は、あなたのプライバシーや身の安全に配慮してサポートします。

- ◆ 北海道女性相談援助センター ☎ 666-9955
- ◆ 北海道警察本部相談センター ☎ 241-9111
- ◆ 女性の人権ホットライン ☎ 728-0783
- ◆ 駆け込みシェルター運営委員会 ☎ 622-7240
- ◆ 石狩支庁環境生活課 ☎ 232-4760
- ◆ 市役所児童家庭課 ☎ 372-3311

配偶者暴力防止法

Q & A

Q 内縁の男性からや元夫からの暴力は対象になりますか。

A 事実上婚姻関係と同様の事情にある「内縁関係」「事実婚」は法律の対象になりますが、単なる「同棲関係」の場合は対象になりません。

離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける恐れがある場合は、「相談」や「一時保護」

などの対象となります。ただし、「保護命令」の対象にはなりません。が、保護命令が対象になるよう現在、法律の改正に向けているところ。

Q 警察に相談すると、夫が検挙されるのですか。

A 警察では、被害者の意思を十分に踏まえ、検挙その他の最善の

措置をとります。

夫を検挙しない場合であっても、夫に対して指導、警告を行ったり、被害者に対して防犯指導や適切な相談窓口を紹介するなど、被害者を支援します。

読んでみませんか BOOKS

今回の特集「女も男も働きやすい社会に」に沿った本を紹介します。

「女とオトコの経済学」

加藤 敏明／著 寿郎社



「21世紀は待たなしの高負担時代。節約も大切ですが、まずは稼ぎを確保しましょう。誰もが働き、負担しあう社会こそ、日本が豊かでありつづける道なのですから」「男女平等参画は経済的必然」と言う札幌国際大学の加藤ハカセの楽しい24の講座です。

男も女も経済的・精神的自立が強く求められている今、豊かな生活を手に入れるための様々なヒントが紹介されています。

講師を派遣します

男女平等参画の学習



市民の皆さんに、男女平等参画についての学習や研修の機会をもつていただくため、皆さんが企画・開催する学習会などに講師を派遣します。お気軽にお申し込みください。

- ▶ 対象 市内の住民団体・グループ・サークル・企業・事業所など
- ▶ 内容 1講座2時間ほどで、派遣する講師は希望団体と協議して決定
- ▶ 申込み 男女平等参画担当 (☎ 372-3311 内線636)

情報誌の名前「えみんぐ」に

「笑顔で、さわやかなメロディのように男女の平等参画を目指して」 笑顔とハミングを組み合わせた言葉です。

昨年、名前を募集し、応募は4人と少なかったのですが、この中からすてきな名前を選びました。

「働く女は敵ばかり」

遥 洋子／著 朝日新聞社



数年前「東大で上野千鶴子にケンカを学ぶ」の著書でブレイクしたタレントでもある著者は、女性が普段何気なく感じる「違和感」の正体を本書でストレートに描いています。

著者自身が体験した性別による差別や不快感に対する向き合い方、時には「差別の意識」に対する悔しさや戸惑いが伝わってきます。「平等はまず、居心地の悪さからはじまる」と言い、私たちにとって「平等な社会」とはどのような社会なのか考えさせられます。

「女性労働と企業社会」

熊沢 誠／著 岩波書店



上の2点に比べ少々堅くなりますが、「職場のジェンダー視された慣行の中、不安定な非正社員、低賃金で女性を戦力化している企業社会はジェンダー差別再生産の場となっている」など、男女平等参画社会実現に向けて、職場のジェンダー状況にどのように向き合えばよいのか勉強させられます。

これらの本は、市の図書館にあります。

寒く厳しい冬が終わり、春の訪れを感じる季節になってきました。桜前線の便りももうすぐですね。

男女平等参画社会の実現も、この桜前線のよう広がっていったらなと思っています。

発行日：2004年3月

発行：北広島市

編集：市民環境部 男女平等参画担当

北広島市中央4丁目2-1

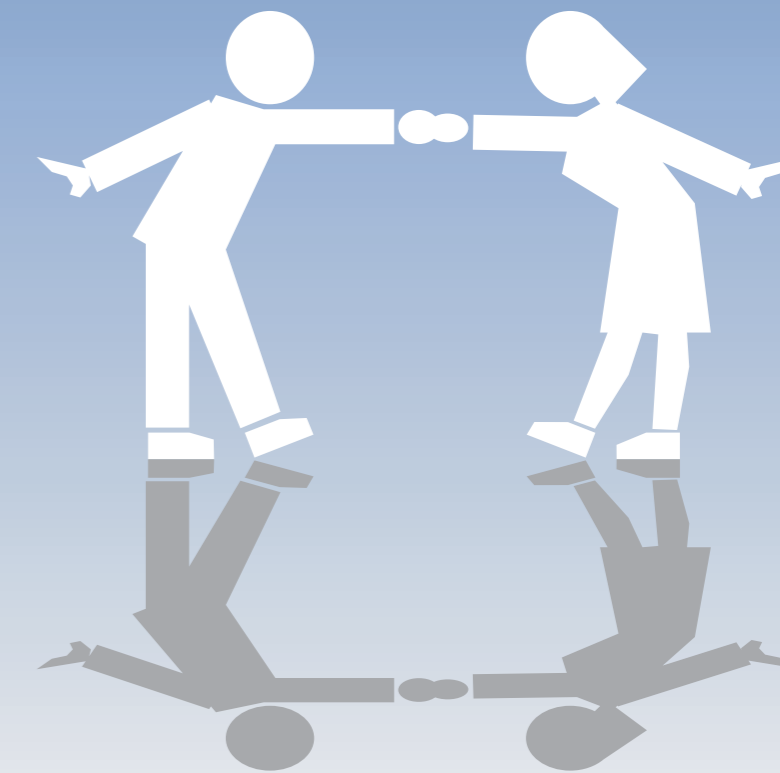
TEL 372-3311

FAX 372-6188

Eメール danjo-sankaku@city.kitahiroshima.lg.jp

えみんぐ

きたひろしま



女も男も働きやすい社会に

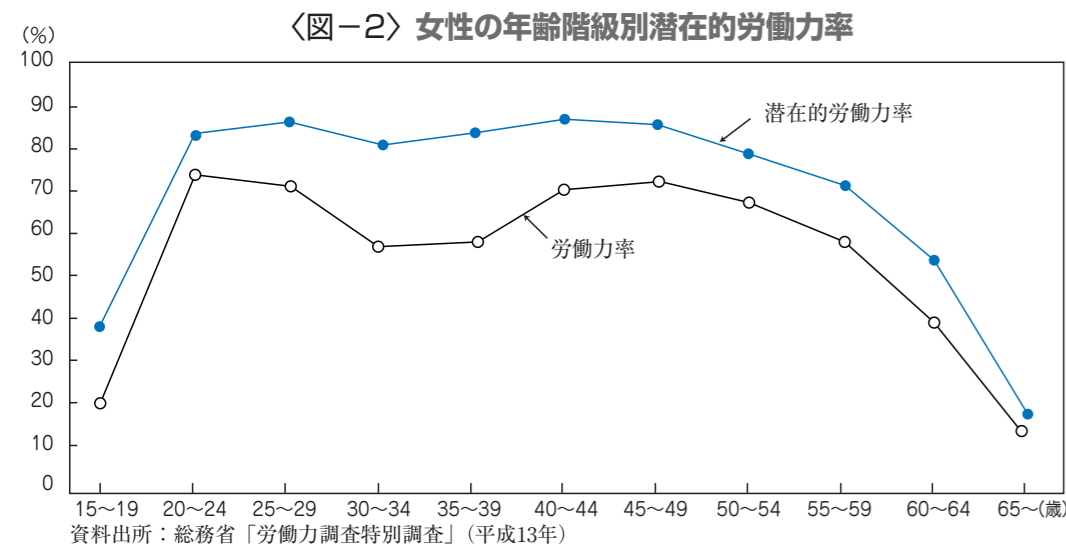
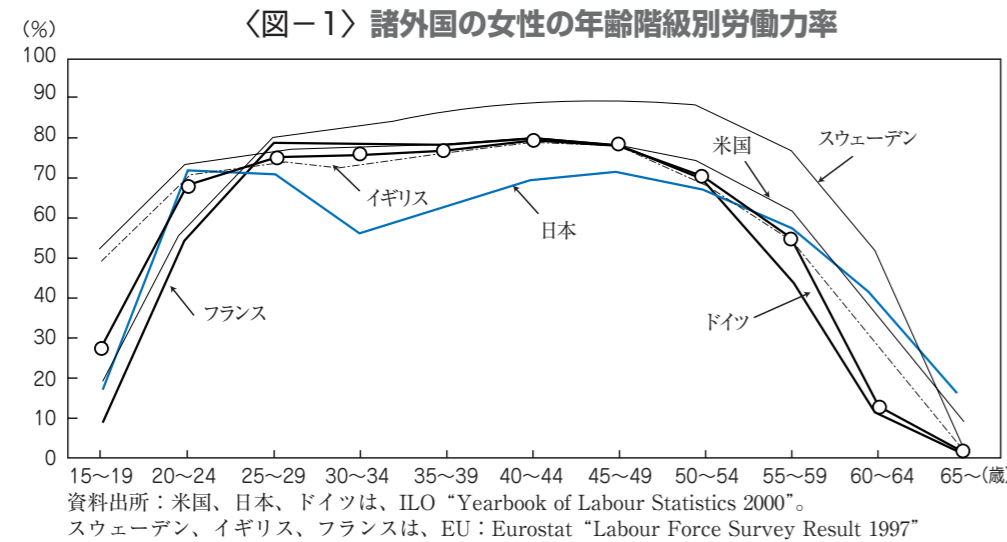
日本の特徴、M字カーブ

「男は仕事、女は家庭」という考えには根強いものがありますが、さまざまな分野で多くの女性が活躍するようになりました。

でも、日本の年齢別の働く女性の割合(労働力率)をみると、25歳から40歳にかけての層が落ち込む「M字カーブ」を描いています。このカーブは他の先進国といわれている国ではみられないものです。【図1】

このことは、日本の女性が出産や育児の時期にいったん仕事をやめ、子育てが一段落したところで再就職する人が多いことを意味しています。

しかし、働いている人の割合に働きたいと希望する人との割合を合計した潜在的労働力率では、M字カーブのくぼみはほとんどなくなり、出産や育児の時期にあっても女性の働きたいという意欲は高いことがわかります。【図2】



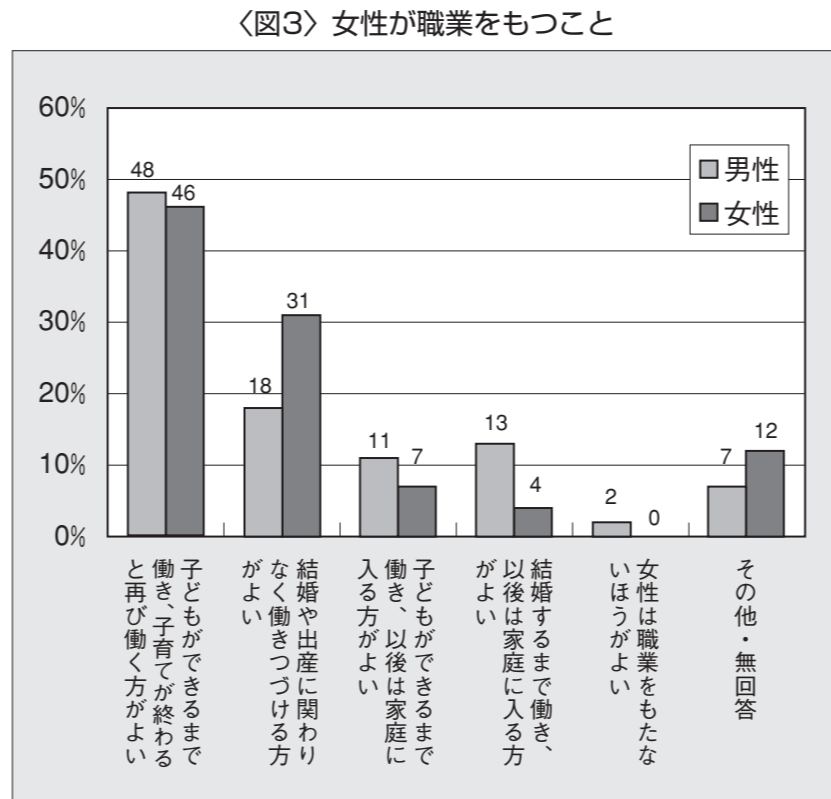
働きたいけど、働けない

昨年実施しました市の男女平等参画に関する市民意識調査の中で、「女性が職業を持つことについてどのように考えますか」との問いには、「子どもができるまで働き、子育てが終わると再び働く方がよい」が男女とも一番多くを占めました。【図3】

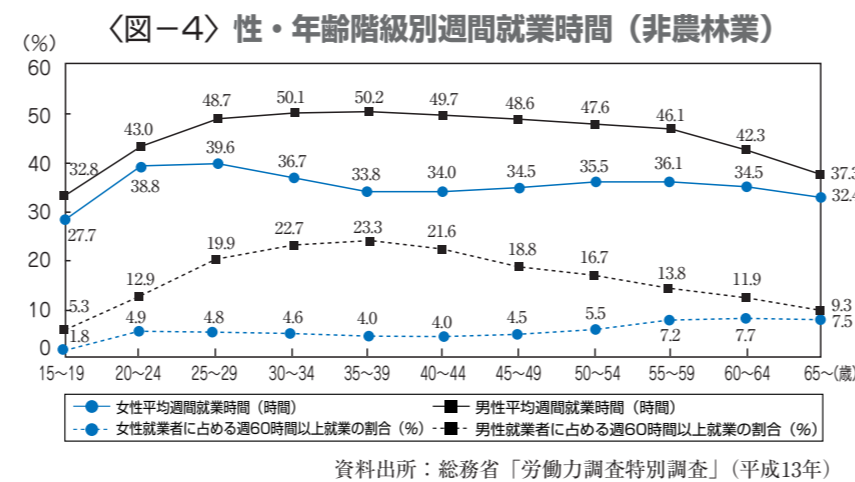
このことは、M字カーブの状況を表しており、子育ては家庭で母親がという考えが社会全体にあることがわかります。

しかし、この質問で、子育て期の女性の回答で最も多いのは、「結婚や出産に関わりなく働きつづける方がよい」でした。

出産や育児の時期にあっても、女性は働きたいと望んでいても実現できていないことが考えられます。社会通念でやめざるを得ない、あるいは、育児と家事や仕事の両立に不安をもっていることがうかがわれます。



下の図は、就業時間を調査したのですが、30歳代男性の終業時間が最も長く、これが、男性の家事や育児への参加を難しくしていることの一つの要因と考えられます。職業を始め女性の社会参加には、家事や育児など家庭における男女の役割のあり方を見直すことや、育児支援が大切になってきます。

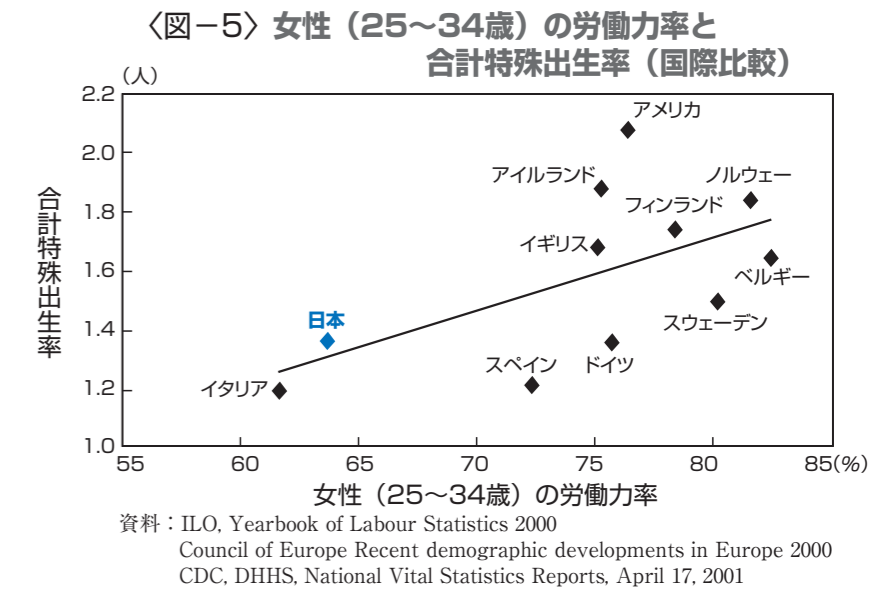


働く方が、出生率が高い？

全国で合計特殊出生率(1人の女性が生涯に産む子どもの数)は年々減り続け、2002年は1.32人となりました。現在の人口を維持するには2.08人が必要といわれており、進行し続ける少子化は社会保障制度の維持などさまざまな課題を生じています。

この少子化は、女性の社会進出が大きな原因であるとの根強い考えがあります。しかし、育児負担の大きい25~34歳の女性について先進諸国の状況を見ると、女性の労働力率の高い国では、合計特殊出生率も比較的高くなっています。【図5】

こうした実態も認識し、男女がともに仕事と子育ての両立を可能とする社会システムを築いていくことが大切だと思います。



男女平等参画と税制 専業主婦は優遇なの

今年から配偶者特別控除が原則廃止になりました。専業主婦家庭に対するの政策の見直しであり、女性の働き方や夫婦のあり方に今後大きく影響しそうです。でも、専業主婦には年金など社会保障制度での保険料の免除や配偶者控除があります。これらの制度は主婦の家事労働を評価し、自営業や共働き、シングルの働く女性たちの家事労働を無視する形となることを浮き彫りにしました。

- 配偶者控除による減税額は、夫が受け取ることになり、夫の所得に貢献した妻自身の所得とはなりません。
- 妻がパートタイム労働で、103万円未満の収入の場合、38万円の基礎控除があり、夫の所得からも38万円の配偶者控除と2重の控除となり、これは、片働き世帯のみです。
- 同じく103万円未満に抑えれば、配偶者扶養手当

が受けられ、保険料の負担なしに年金を確保できるため、就労調整をするケースが多く、パートタイム労働者の雇用改善を遅らせたり、働く女性の賃金水準を抑制させています。

このような配偶者控除の問題は以前から指摘されており、専業主婦家庭の支援が高度成長期のデザインだとすれば、今後は高齢社会を支えていくため、政策の方向性は専業主婦支援とは逆に向かって行くことが考えられるといわれています。

これからは、社会も企業も家庭も男と女も変わる事が求められそうです。